

提出していただく書類の選定方法

(表面)

黄色の確認票に○をつけた記号によって、添付していただく書類が異なります。下図の左又は右のどちらかで、ご自身の必要な書類を選定してください。

確認票の「ア」と「カ」に○を付けた方 (個人事業主又は一人親方)

令和5年分の所得税の確定申告書のコピーを準備し、裏面の(1)諸注意事項をご覧ください。

確定申告書のコピーは準備できましたか？ 【注1】

はい

いいえ

業種が確認できますか？

★ 例えば、職業欄で「自営業」などとなっても、屋号・雅号欄で「〇〇工務店」、「〇〇塗装店」などの記載がある場合は、業種が確認できるとみなします。

はい

いいえ

[提出書類]

・「確認票」
・「確定申告書」のコピー

[提出書類]

・「確認票」
・「確定申告書」のコピー
・「業種が確認できる書類」
右の①～⑦の書類の中から業種のわかるものを提出してください。用意できない場合第三者の証明書を提出ください。【注1】

「個人事業主または一人親方であること」が確認できる書類として、次に掲げた書類の中から提出できるものはありますか？

- ① 令和5年分青色申告決算書のコピー(青色申告書)
- ② 令和5年分収支内訳書のコピー(白色申告書)
- ③ 労災保険特別加入証明書のコピー
(令和5年度以降有効なもの)
- ④ 請求書、見積書、請負契約書のコピー(1年以内のもの)
- ⑤ 個人事業所の開業届のコピー(1年以内に申告したもの)
- ⑥ 建設業許可通知書のコピー(有効期間内のもの)
- ⑦ 都道府県等の公的機関が発行した証明のコピー
(例：登録電気工事業者登録証等)
(有効期間内のもの、もしくは3か月以内に証明を受けるもの)

はい

いいえ

用意いただいた書類で、業種が確認できますか？(左上★の例と同じ)

はい

いいえ

第三者の証明書(3ヶ月以内の証明)を提出いただけますか？

はい

いいえ

[提出書類]

・「確認票」
・「用意いただいた書類」のコピー

[提出書類]

・「確認票」
・「用意いただいた書類」のコピー
・「第三者の証明書」

[提出書類]

・「確認票」
・「第三者の証明書」

[提出書類]

所属支部へお問い合わせください。

確認票の「ア」と「キ」に○を付けた方 (個人事業所の従業員)

令和5年分の源泉徴収票のコピーを準備し、裏面の(2)諸注意事項をご覧ください。

源泉徴収票のコピーは準備できましたか？

はい

いいえ

事業所名などにより業種が確認できますか？

☆ 例えば、「〇〇工務店」、「〇〇塗装店」などの屋号の場合、業種が確認できるとみなします。

はい

いいえ

[提出書類]

・「確認票」
・「源泉徴収票」のコピー

[提出書類]

・「確認票」
・「源泉徴収票」のコピー
・「雇用証明書」

源泉徴収票が準備できる方でも、事業所名などにより業種が確認できない場合は、「雇用証明書」の提出が必要です。

雇用証明書を提出できますか？

☆ 雇用証明書は、当国保組合からお送りしました書式でなくても、業種及び個人事業所に雇われていることが確認できるものであれば可とします。ただし、事業主が証明した日より1年以内のものである必要があります。

はい

いいえ

[提出書類]

・「確認票」
・「雇用証明書」

[提出書類]

所属支部へお問い合わせください。

【注1】 事業専従者の方は、裏面の「確定申告書の諸注意事項」の[事業専従者の方へ]をご覧ください。

【注2】 確認事項があれば確認票に記載の日中連絡先へ連絡させていただきますが、連絡が取れない場合は事業主に連絡させていただくことがありますので、ご了承ください。

(1)確定申告書の諸注意事項

(2)源泉徴収票の諸注意事項

(裏面)

令和05年分として税務署に提出した控え。

個人番号が記載されない控用のコピーを提出してください。

この職業欄で業種を確認します。職業欄が空欄であったり、会社員、自営業、販売、修理などが記載されている場合、業種が確認できません。ただし、例えば屋号・雅号欄で「〇〇工務店」、「〇〇塗装店」などの記載がある場合、業種が確認できるとみなします。

令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書

第一表 〇この用紙は控用です。

第二表 〇この用紙は控用です。

控

第二表

【事業専従者の方へ】

一緒に仕事をしている配偶者や子息の事業専従者(個人事業主の同一世帯者、一人親方の同一世帯者)としての扱いになっているために、ご自身で確定申告をされていない場合は、その配偶者や子息の確定申告書の第一表、第二表(事業専従者に関する事項に氏名が記載されているもの)のコピーを提出してください。

令和5年分と書かれているもの。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

個人番号が記載されない受給者交付用のコピーを提出してください。

事業所名が「〇〇工務店」、「〇〇塗装店」などの屋号の場合は、業種が確認できるとみなします。ただし、支払者欄で業種が確認できない場合は、雇用証明書が必要になります。

【言葉の説明 1】

1. 「業種」は、あなたが携わっている仕事の分類です。
2. 「状況」は個人事業主、個人事業主の同一世帯者、一人親方、一人親方の同一世帯者、個人事業所の従業員のいずれかです。
3. この表の「確定申告書」は所得税の確定申告書です。

【言葉の説明 2】

1. 「個人事業所の従業員」は、株式会社や有限会社などの法人事業所ではなく、常時従事する従業員数が5人未満の個人事業所に従事している方です。
2. 「一人親方」は、従業員を常時使用せずに一人で仕事をしている方です。
3. 「個人事業主」は、株式会社や有限会社など法人事業所ではない個人事業所で従業員を常時使用している方です。

【注1】 確定申告書にあっては「控用」を、源泉徴収票にあっては「受給者交付用」のコピーを提出してください。税務署提出用のコピーしか手元にない場合は、個人番号(マイナンバー)をマジックで塗りつぶしてから提出してください。これは、他の確認書類を提出する場合であっても同じです。

【注2】 「確定申告書」または「源泉徴収票」の金額は消さないでください。どうしても金額を伏せたい場合、下3桁は残してください。

◎当国保組合が「確定申告書」または「源泉徴収票」の提出を推奨する理由

厚生労働省の指導により、あなたのお仕事とあなたの状況が確認できる書類として、税務署または市町村への申告書類が挙げられているためです。